

よもぎ屋デイサービス 通所介護・予防通所介護サービス料金表

令和5年8月1日変更

1 通所介護の介護報酬に係る費用

項目	介護度	単位数	サービスコード	1割負担(※)	2割負担(※)	3割負担(※)
① 基本額	要介護1	地域通所介護 415 単位	781241	570 円	1,140 円	1,710 円
	要介護2	地域通所介護 476 単位	781242	645 円	1,290 円	1,935 円
	要介護3	地域通所介護 538 単位	781243	718 円	1,436 円	2,154 円
	要介護4	地域通所介護 598 単位	781244	785 円	1,570 円	2,355 円
	要介護5	地域通所介護 661 単位	781245	857 円	1,714 円	2,571 円
② 加算	地域通所介護 個別機能訓練加算Ⅰイ	56単位/回	785051			
	地域通所介護 個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	785052			
	地域通所介護 ADL維持等加算Ⅱ	60単位/月	786339			
	地域通所介護 科学的介護推進体制加算	40単位/月	786361			
	地域通所介護 処遇改善加算	5.9%	786108			
	地域通所介護 ベースアップ等支援加算	1.1%	786121			

基本額 + 各種加算 を合わせた費用
 月4回ご利用された際の1回あたりとして算定していますので、あくまで目安の費用としてご了承ください。

2 総合支援事業の介護予防通所サービスに係る費用(現行相当型)

項目	介護度	利用回数	単位数	サービスコード	1割負担(※)	2割負担(※)	3割負担(※)
① 基本額	要支援1	月4回の利用	284×4回 単位/回	A61213	1,607円	3,214円	4,821円
		月5回の利用	1,422 単位/月	A61211	1,938円	3,876円	5,814円
	要支援2	月4回の利用	292×4回 単位/回	A61223	1,647円	3,294円	4,941円
		月5回の利用	292×5回 単位/回	A61223	1,981円	3,962円	5,943円
		月8回の利用	292×8回 単位/回	A61223	2,984円	5,968円	8,952円
		月9～10回の利用	2,928 単位/月	A61221	3,663円	7,326円	10,989円
② 加算	通所型独自サービス 運動器機能向上加算/2	225単位/月	A65012				
	通所型独自サービス 科学的介護推進体制加算/2	40単位/月	A66321				
	通所介護処遇改善加算Ⅰ	5.9%	A66100				
	通所型独自サービス ベースアップ等支援加算	1.1%	A66114				

基本額+各種加算 を合わせた費用
 要支援の方は、原則、月額の設定額として費用を算定しています。あくまで目安の費用としてご了承ください。
 例外として
 ・月途中からの利用
 ・月途中での解約
 の際は、利用回数分のみのご請求となります。

* 利用者負担額の算出方法

①②③の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.72円＝ A 円(1円未満切り捨て)
 負担割合1割負担の場合： A 円－(A 円×0.9(1円未満切り捨て))＝ 利用者負担額
 負担割合2割負担の場合： A 円－(A 円×0.8(1円未満切り捨て))＝ 利用者負担額
 ※10.72円は、川崎市(2級地)の地域加算
 通所介護処遇改善加算はご利用料金の介護保険利用総額の4.0%(1円未満は切り捨て)となります。
 ※負担金額は端数処理により誤差が生じる場合があります。

3 運営基準に定められたその他の費用

項目	金額	説明
その他の費用 (交通費)	実費	当事業所の通常の事業の実施地域(幸区、中原区)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、送迎の交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 1 通常の事業の実施地域を越えてから、片道概ね1km未満 100円 2 通常の事業の実施地域を越えてから、片道概ね1km以上 200円
その他の費用	実費	特別行事費等として行事に係る相当な費用
食費 単位①利用者のみ	756円	単位①(9:30～12:40)ご利用の方のみ提供いたします
おやつ代 単位②利用者のみ	150円	単位②(13:50～17:00)ご利用の方のみ提供いたします
おむつ代	37円	尿とりパッド/1枚
	138円	マジックテープタイプ、リハビリパンツタイプ/1枚
タオル代	105円	フェイスタオル/1枚

4 通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割)

項目	金額	説明
介護保険外サービス (交通費)	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。(介護予防通所介護のケアプラン上のサービスについては月額一律料金です。)